

2019年（令和元年）8月8日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護に関すること  
に係る個人情報を目的外に提供することについて（答申）

2019年（令和元年）7月22日付けで諮問（第975号）された生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護に関することに係る個人情報を目的外に提供することについて、次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第4項の規定による目的外に提供する必要性があると認められる。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性は、次のとおりである。

### (1) 諮問に至った経過

藤沢税務署長から、国税徴収法第146条の2の規定に基づき、生活援護課で保有する生活保護受給者情報の照会がなされた。国税徴収法第146条の2の規定は目的外のために提供しなければならないことが義務付けられている場合に該当せず、実施機関の裁量に委ねられている場合に該当するため、藤沢税務署長に生活保護受給者情報を目的外に提供することについて、条例第12条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

また、今後、国税徴収法第146条の2の規定に基づく公共機関等からの照会書により目的外提供を求められた際、既に認められている、公共機関等からの照会に対する生活保護受給者情報の取扱いに関するガイドラインの事務と法的位置づけが同様であるため、その公共性及び緊急性、職務執行の必要性を考慮し、情報の取扱いに十分留意したうえで、生活保護受給者情報について、審議会への諮問の手続を個々に経ることなく、目的外提供できるよう包括的な取扱い

を併せて諮問するものである。

(2) 生活保護受給者情報を目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する個人情報

氏名，住所，生年月日，保護受給の有無

イ 目的外に提供する相手方

藤沢税務署長

ウ 目的外提供の根拠規定

国税徴収法第146条の2

エ 目的外提供に対する実施機関の考え

(ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は，国税徴収法第146条の2に基づくものである。

国税徴収法第146条の2は，滞納処分に関する調査について必要があるときは，官公署又は政府関係機関に，当該調査に関し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる，としており，官庁・公共団体その他のものに対する照会による報告の請求権を認めたものであるが，その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし，本件照会は，正当な請求権を有した藤沢税務署長によって行われるものであり，受け取った情報について守秘義務が課せられている。

(イ) 目的外に提供する必要性

今回の照会の具体的な必要性について藤沢税務署に問い合わせたところ，滞納処分業務を進める中で，生活保護を受給しているか否かの情報を把握することによって，生活状況を明らかにし，滞納処分が可能かを判断する材料のひとつとなり，適正かつ円滑な業務遂行に必要である，とのことであった。

本件の目的外に提供する個人情報は，生活保護法の規定による保護に関する事務に係る個人情報であり，他の代替手段が想定し難いものである。

よって，本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果，本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

なお，個人情報を提供する際には，条例施行規則第11条に定める提供を受けるものが執る措置を講じるよう伝えるものとする。

個人情報を目的外に提供する場合，当該個人情報の帰属者に対して，あらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存しているため，本人通知を行うものとする。

(3) 添付書類

ア 生活保護受給状況照会

イ 回答書（案）

ウ 公共機関等からの照会に対する生活保護受給者情報の取扱いに関するガイドライン（案），新旧対照表（案）

エ 個人情報取扱事務届出書

### 3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」のとおり判断をするものである。

#### (1) 本件照会に対して目的外に提供する必要性について

本件照会は、正当な請求権を有した藤沢税務署長によって行われるものであり、本件照会の具体的な必要性については、滞納処分業務を進める中で、生活保護を受給しているか否かの情報を把握することによって、生活状況を明らかにし、滞納処分が可能かを判断する材料のひとつとなり、適正かつ円滑な業務遂行に必要である、とのことである。

また、実施機関では、本件の目的外に提供する個人情報は、生活保護法の規定による保護に関する事務に係る個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものである、としている。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。

#### (2) 今後本件照会と同様の照会に対して目的外に提供する必要性について

実施機関では、今後、国税徴収法第146条の2の規定に基づく公共機関等からの照会書により目的外提供を求められた際、既に認められている、公共機関等からの照会に対する生活保護受給者情報の取扱いに関するガイドラインの事務と法的位置づけが同様であるため、その公共性及び緊急性、職務執行の必要性を考慮し、情報の取扱いに十分留意したうえで、生活保護受給者情報について、審議会への諮問の手続を個々に経ることなく、目的外提供できる包括的な取扱いをする必要性があるとされている。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。

以 上